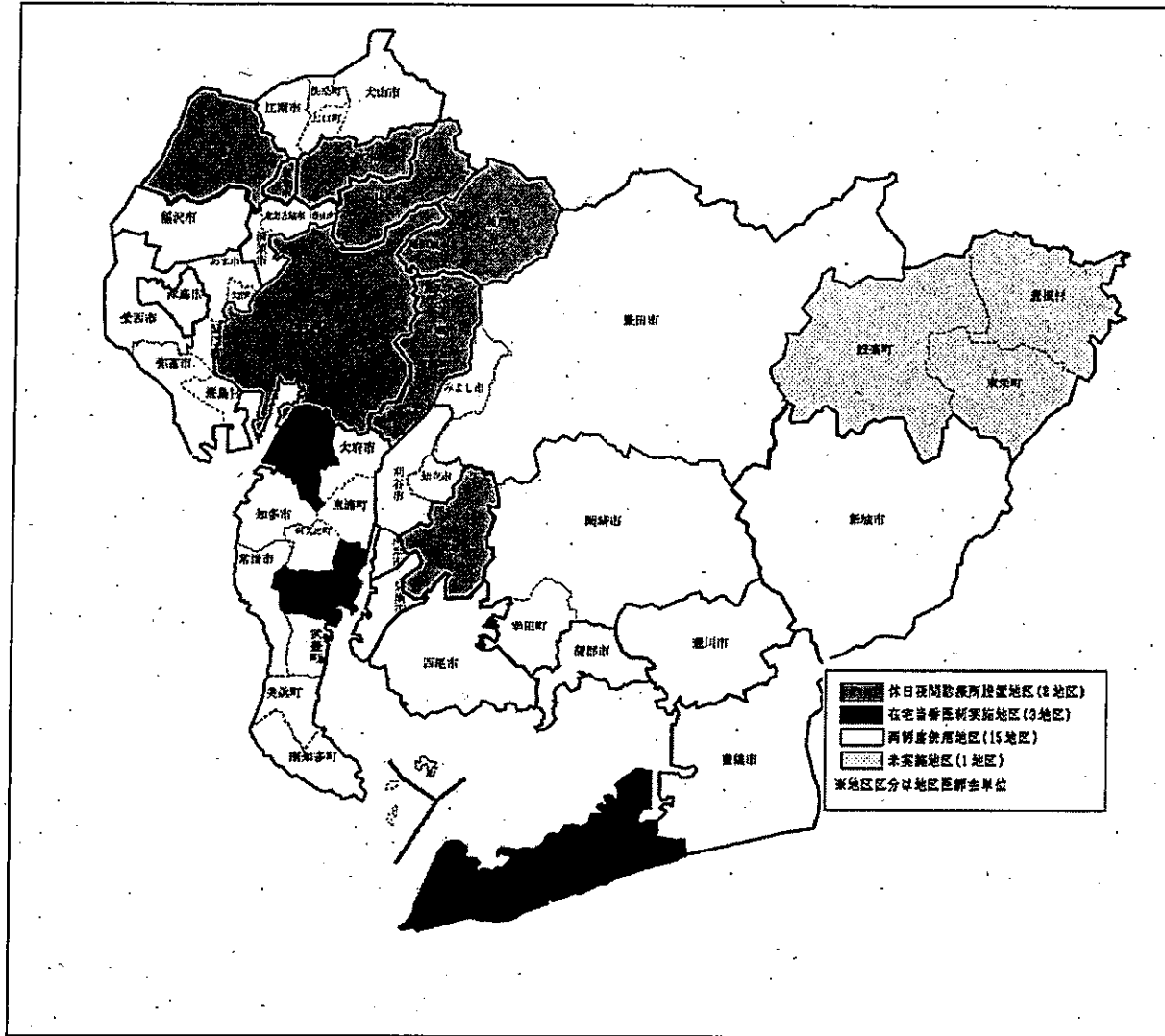


# 参考資料1

## 初期救急の状況

- 平成31 (2019) 年4月1日現在、休日夜間診療所 (医科) は41か所設置されています。
- また、地区 (医師会) 単位でみると、休日夜間診療所設置が8地区、在宅当番医制実施が3地区、両制度併用が15地区、未実施が1地区となっています。



## <休日夜間診療所設置一覧 (医科)>

医療圏	所在地市区町村	休日夜間診療所名	
名古屋・尾張中部	名古屋市	千種区 名古屋市医師会千種区休日急病診療所	
		昭和区 名古屋市医師会昭和区休日急病診療所	
		守山区 名古屋市医師会守山区休日急病診療所	
		名東区 名古屋市医師会東部平日夜間急病診療所	
		東区 名古屋市医師会名東区休日急病診療所	
		北区 名古屋市医師会急病センター	
		西区 名古屋市医師会北区休日急病診療所	
		瑞穂区 名古屋市医師会西区休日急病診療所	
		南区 名古屋市医師会瑞穂区休日急病診療所	
		緑区 名古屋市南区休日急病診療所	
		天白区 名古屋市医師会南部平日夜間急病センター	
		中村区 名古屋市医師会緑区休日急病診療所	
		熱田区 名古屋市天白区休日急病診療所	
		中川区 名古屋市中村区休日急病診療所	
		港区 名古屋市中川区休日急病診療所	
		清須市 名古屋市医師会西部平日夜間急病センター	
		北名古屋市 名古屋市医師会港区休日急病診療所	
		海部	津島市 西部休日急病診療所
		尾張東部	津島市 津島地区休日急病診療所 ※津島地区、海部地区合同で実施
海部市 海部地区急病診療所			
尾張西部	瀬戸市 瀬戸旭休日急病診療所		
	豊明市 豊明市休日診療所		
尾張北部	日進市 東名古屋医師会休日急病診療所		
	一宮市 一宮市休日・夜間急病診療所		
	稲沢市 稲沢市医師会休日急病診療所		
	春日井市 春日井市休日・平日夜間急病診療所		
知多半島	犬山市 犬山市休日急病診療所		
	江南市 江南市休日急病診療所		
	小牧市 小牧市休日急病診療所		
西三河北部	岩倉市 岩倉市休日急病診療所		
西三河南部東	知多市 知多市休日診療所		
	豊田市 豊田加茂医師会立休日救急内科診療所		
西三河南部西	岡崎市 岡崎市医師会夜間急病診療所		
	碧南市 碧南市休日診療所		
	刈谷市 刈谷医師会休日診療所		
東三河北部	安城市 安城市休日夜間急病診療所		
	西尾市 西尾市休日診療・障害者歯科診療所		
東三河南部	新城市 新城休日診療所		
	豊橋市 新城市夜間診療所		
	豊川市 豊橋市休日夜間急病診療所		
	蒲郡市 豊川市休日夜間急病診療所		
	蒲郡市 蒲郡市休日急病診療所		

在宅医療サービスの実施状況

- 寝たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者など、主として在宅での適切な医療を必要とする患者が増加しています。
- 医療技術の進歩や発症早期からのリハビリテーションにより、病院を早期に退院できる患者が増えています。
- 医療保険による在宅医療、介護保険により在宅サービスを実施している医療機関は以下のとおりであり、全ての医療圏において在宅医療等が実施されています。

<医療保険等による在宅医療サービス>

医療圏	施設数	実施数	在宅訪問看護		在宅訪問診療		在宅訪問リハビリテーション		訪問看護ステーションへの指示書の交付		在宅療養		
			病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	
名古屋	施設数	31	423	7	43	38	429	4	40	58	330	14	85
尾張中部	施設数	748	3,912	770	619	5,225	29,172	81	334	1,399	5,927	30	251
海部	施設数	1	50	0	10	3	62	3	5	5	41	1	9
尾張東部	施設数	7	63	4	4	11	61	1	6	12	55	3	11
尾張東部	施設数	322	363	131	37	1,239	3,063	2	35	507	490	6	18
尾張西部	施設数	1	77	4	6	3	78	0	5	10	59	1	21
尾張西部	施設数	3	834	52	297	14	3,674	0	10	147	613	3	58
尾張北部	施設数	6	89	3	18	5	103	0	13	14	67	2	20
尾張北部	施設数	32	1,173	100	948	381	7,217	0	38	301	753	3	55
知多半島	施設数	5	92	2	14	5	93	2	9	9	69	2	25
知多半島	施設数	27	868	9	280	356	4,663	16	70	200	708	3	42
西三河北部	施設数	4	41	1	7	6	55	3	9	9	40	3	11
西三河北部	施設数	106	247	108	44	1,101	833	70	19	336	287	9	12
西三河南部	施設数	3	53	0	6	2	42	2	11	4	39	0	7
西三河南部	施設数	10	311	0	69	77	1,381	25	29	50	381	0	16
西三河南部西	施設数	9	86	0	8	10	86	2	24	11	83	3	23
西三河南部西	施設数	91	444	0	101	942	2,306	29	70	485	614	5	36
東三河北部	施設数	2	7	1	3	3	12	1	0	2	12	2	3
東三河北部	施設数	13	15	1	22	120	85	14	0	16	42	2	3
東三河南部	施設数	5	85	1	10	12	78	2	8	14	70	0	20
東三河南部	施設数	7	892	59	455	159	3,417	125	78	144	635	0	32

資料：平成29年医療施設調査

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

<介護保険等による在宅医療サービス>

医療圏	施設数	実施数	在宅療養管理指導 (介護予防サービスを含む)		訪問看護 (介護予防サービスを含む)		訪問リハビリテーション (介護予防サービスを含む)	
			病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
名古屋	施設数	19	202	9	29	22	31	
尾張中部	施設数	1,736	14,548	766	361	1,854	501	
海部	施設数	2	21	1	4	4	3	
海部	施設数	63	635	8	24	240	38	
尾張東部	施設数	4	25	3	5	4	8	
尾張東部	施設数	226	971	241	40	170	544	
尾張西部	施設数	1	26	2	6	0	1	
尾張西部	施設数	2	1,495	140	248	0	95	
尾張北部	施設数	4	38	3	9	3	14	
尾張北部	施設数	153	2,074	186	151	359	301	
知多半島	施設数	4	42	3	5	6	8	
知多半島	施設数	147	1,573	92	67	500	777	
西三河北部	施設数	3	15	1	2	4	1	
西三河北部	施設数	362	256	252	11	1,018	4	
西三河南部	施設数	2	13	1	4	5	10	
西三河南部	施設数	114	620	267	36	1,285	114	
西三河南部西	施設数	3	36	2	5	5	8	
西三河南部西	施設数	22	1,118	11	6	810	710	
東三河北部	施設数	3	2	1	1	3	1	
東三河北部	施設数	77	26	1	4	302	2	
東三河南部	施設数	5	38	3	9	9	10	
東三河南部	施設数	49	1,553	500	234	1,512	609	

資料：平成29年医療施設調査

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

<東海北陸厚生局届出受理医療機関数> (国民健康保険課HP)

医療圏	市町村名	在宅療養支援病院	在宅療養支援診療所
名古屋	名古屋市	22	319
	津市	2	5
	北名古屋市	0	10
海部	津山市	0	1
	津高市	0	6
	津島市	0	7
	外海市	0	9
	あま市	1	4
	大治町	0	2
	富江町	1	3
	飛島村	0	1
	岡崎市	2	15
	尾張東部	尾張旭市	0
尾張東部	豊明市	0	5
尾張東部	日進市	2	13
尾張東部	長久手市	0	9
尾張東部	東郷町	1	3
尾張西部	岡崎市	2	54
尾張西部	稲沢市	1	10
尾張西部	春日井市	2	30
尾張北部	大山市	0	14
尾張北部	江崎市	0	6
尾張北部	小牧市	0	16
尾張北部	岩倉市	0	7
尾張北部	大口町	0	3
尾張北部	扶桑町	0	3
知多半島	半田市	0	20
	常滑市	0	5
	東海市	0	7
	大府市	0	10
	知多市	0	4
	阿久比町	0	5
	東浦町	0	5
	南知多町	0	1
	美浜町	1	4
	武豊町	0	3
西三河	豊田市	2	31
西三河	みどり市	2	5
西三河南部	岡崎市	1	26
西三河南部	豊田町	0	3
西三河南部	碧南市	1	6
西三河南部	刈谷市	1	9
西三河南部	安城市	0	13
西三河南部	西尾市	2	12
西三河南部	刈谷市	1	7
西三河南部	高浜市	0	2
西三河南部	新城市	0	1
西三河南部	設楽町	0	0
西三河南部	東栄町	0	1
西三河南部	豊田町	0	0
西三河南部	豊橋市	1	27
西三河南部	豊川市	2	12
西三河南部	清海市	0	11
西三河南部	田原市	0	6

公衆衛生医療の実施状況

産業医(労働安全衛生法、労働安全衛生規則)

- 事業所は、事業場の規模に応じて産業医を選任する必要があります。
  - ・ 労働者数50人以上3,000人以下の規模の事業場・・・1名以上選任
  - ・ 労働者数3,001人以上の規模の事業場・・・2名以上選任
  - ・ 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場と労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場・・・専属の産業医選任

<事業所数と産業医数の状況>

医療圏名	市町村名	事業所数		産業医数
		50人未満	50人以上	
名古屋圏中部	名古屋市	114,599	4,173	1,678
	清須市	2,394	85	22
	北名古屋市	3,013	103	27
	山崎町	868	35	4
瀬戸	津島市	2,683	86	39
	西海市	2,106	50	12
	岡崎市	1,884	74	20
	高蔵寺市	2,640	58	30
	大治町	927	26	
	元町	1,396	39	30
尾張東部	春日井市	4,642	133	51
	豊川市	2,447	67	36
	岡崎市	2,144	63	89
	日進市	2,302	83	49
	長久手市	1,661	58	85
	東郷町	1,191	40	13
尾張西部	三好市	15,493	385	170
	稲沢市	4,576	196	62
尾張北部	春日井市	9,963	368	107
	大田原市	2,447	92	32
	江南市	3,306	63	35
	小牧市	5,960	326	58
	岩倉市	1,555	49	16
	大口町	849	68	21
扶桑町	1,052	25		

医療圏名	市町村名	事業所数		産業医数
		50人未満	50人以上	
知多半島	半田市	4,511	167	53
	常滑市	2,472	92	23
	大府市	3,763	163	40
	大府市	3,005	125	54
	知多市	2,055	61	12
	阿久比町	806	20	
	東浦町	1,328	54	
	南知多町	1,214	8	47
	美浜町	869	24	
	成瀬町	1,208	41	
西三河北部	豊田東市	12,807	618	194
	刈谷市	1,729	111	27
西三河東部	岡崎市	13,416	447	169
	豊田西市	1,134	47	15
西三河南部	豊南市	2,990	88	28
	刈谷市	5,027	277	73
	安城市	6,312	252	70
	西尾市	6,727	191	51
	知立市	1,978	76	23
	高浜市	1,428	60	12
東三河北部	新城市	1,968	57	21
	豊川市	278	1	
	豊川市	216	5	5
	豊根町	76	1	
東三河南部	豊橋市	14,889	468	170
	豊川市	6,688	238	69
	豊田西市	3,635	100	29
豊田東市	2,271	52	13	

注) 産業医の勤務先で計上

資料: 事業所数・・・平成28年経済センサス

産業医数・・・日本医師会認定産業医数(令和元年7月29日時点)

学校医(学校保健安全法、学校保健安全法施行規則)

- 学校には、学校医を置く必要があります。
    - ・ 医師のうちから任命又は委嘱
    - ・ 学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事
- <学校医数の状況>

医療圏名	市町村名	小学校		中学校		高等学校		その他(特別支援学校、中等教育学校)	
		学校医数	学校数	学校医数	学校数	学校医数	学校数	学校医数	学校数
名古屋圏中部	名古屋市	532	267	360	127	110	64	37	10
	清須市	24	8	11	4	3	1	0	0
	北名古屋市	30	10	18	6	3	1	0	0
	山崎町	3	3	1	1	0	0	0	0
瀬戸	津島市	31	8	16	4	9	4	0	0
	西海市	35	14	18	6	8	2	4	1
	岡崎市	16	8	6	3	4	2	0	0
	高蔵寺市	39	12	18	5	6	2	0	0
	大治町	3	3	2	1	0	0	0	0
	元町	10	5	5	2	0	0	0	0
尾張東部	春日井市	46	20	19	9	14	6	4	2
	豊川市	27	9	9	3	4	1	0	0
	岡崎市	37	9	9	4	4	2	0	0
	日進市	31	11	18	5	7	3	0	0
	長久手市	19	6	9	3	4	2	0	0
	東郷町	18	6	7	3	3	1	0	0
尾張西部	三好市	139	42	70	20	34	12	11	3
	稲沢市	71	23	11	9	10	4	4	1
尾張北部	春日井市	135	37	66	16	20	8	7	2
	大田原市	32	10	13	4	6	2	0	0
	江南市	30	10	17	6	10	4	0	0
	小牧市	51	16	30	9	10	4	4	1
	岩倉市	15	5	6	2	3	1	0	0
	大口町	9	3	4	1	0	0	0	0
知多半島	扶桑町	12	4	6	2	4	2	0	0
	半田市	44	15	20	6	15	5	8	2
	常滑市	33	9	18	4	3	1	0	0
	大府市	43	12	20	6	9	3	0	0
	大府市	37	9	16	4	6	3	12	2
	知多市	34	10	18	5	3	1	0	0
	阿久比町	12	4	3	1	3	1	0	0
	東浦町	7	7	9	3	3	1	0	0
	南知多町	6	6	5	5	3	1	0	0
	美浜町	12	6	4	2	1	1	0	0
西三河北部	豊田東市	191	75	79	29	21	15	6	2
	刈谷市	29	8	15	4	3	1	4	1
	岡崎市	144	48	67	23	25	11	18	5
	豊田西市	18	6	9	3	3	1	0	0
	豊南市	27	7	14	5	6	2	0	0
	刈谷市	56	15	24	6	14	5	3	0
西三河南部	安城市	63	21	18	8	13	5	4	1
	西尾市	80	26	35	10	15	5	0	0
	知立市	25	7	12	3	6	2	0	0
	高浜市	14	5	8	2	3	1	0	0
	新城市	20	13	10	6	6	5	0	0
	豊川市	5	5	2	2	1	1	0	0
東三河北部	豊根町	1	1	1	1	0	0	0	0
	豊根町	1	1	1	1	0	0	0	0
	豊根町	1	1	1	1	0	0	0	0
東三河南部	豊橋市	161	52	69	23	27	11	10	3
	豊川市	92	26	39	10	16	6	7	2
	清原市	41	13	16	7	6	3	3	1
	田原市	18	18	18	6	9	3	0	0

注) 学校数には分校を含む。

資料: 学校医・・・平成30年度学校基本調査

学校数・・・平成30年度統計年鑑

(3) 診療科別の開業状況

○ ガイドラインでは、外来医療の提供体制の確保に資する情報として、2次医療圏ごとの医療機関に関する情報を計画に記載することとされています。

○ 本県では、診療科別の医療機関の状況を外来医療計画の別表として作成し、地域ごとの医療機能を客観的に把握できるようにするとともに、新たに開業しようとしている医療関係者等が自主的な経営判断にあたって有益な情報として参照できるよう、情報提供を行い、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていきます。

○ 本県の診療所数の推移、医療圏別診療所数は、以下のとおりで、有床診療所は減少傾向にあります。無床診療所は年々増加する傾向にあります。

<診療所数等の推移>

	平成7(1995)年12月	平成12(2000)年10月	平成17(2005)年10月	平成22(2010)年10月	平成27(2015)年10月	平成29(2017)年10月	平成30(2018)年10月
無床診療所	3,437	3,875	4,342	4,646	4,975	5,083	5,162
有床診療所	722	652	540	473	363	324	302
合計	4,159	4,527	4,882	5,119	5,338	5,407	5,464

資料：病院名簿（愛知県保健医療局）

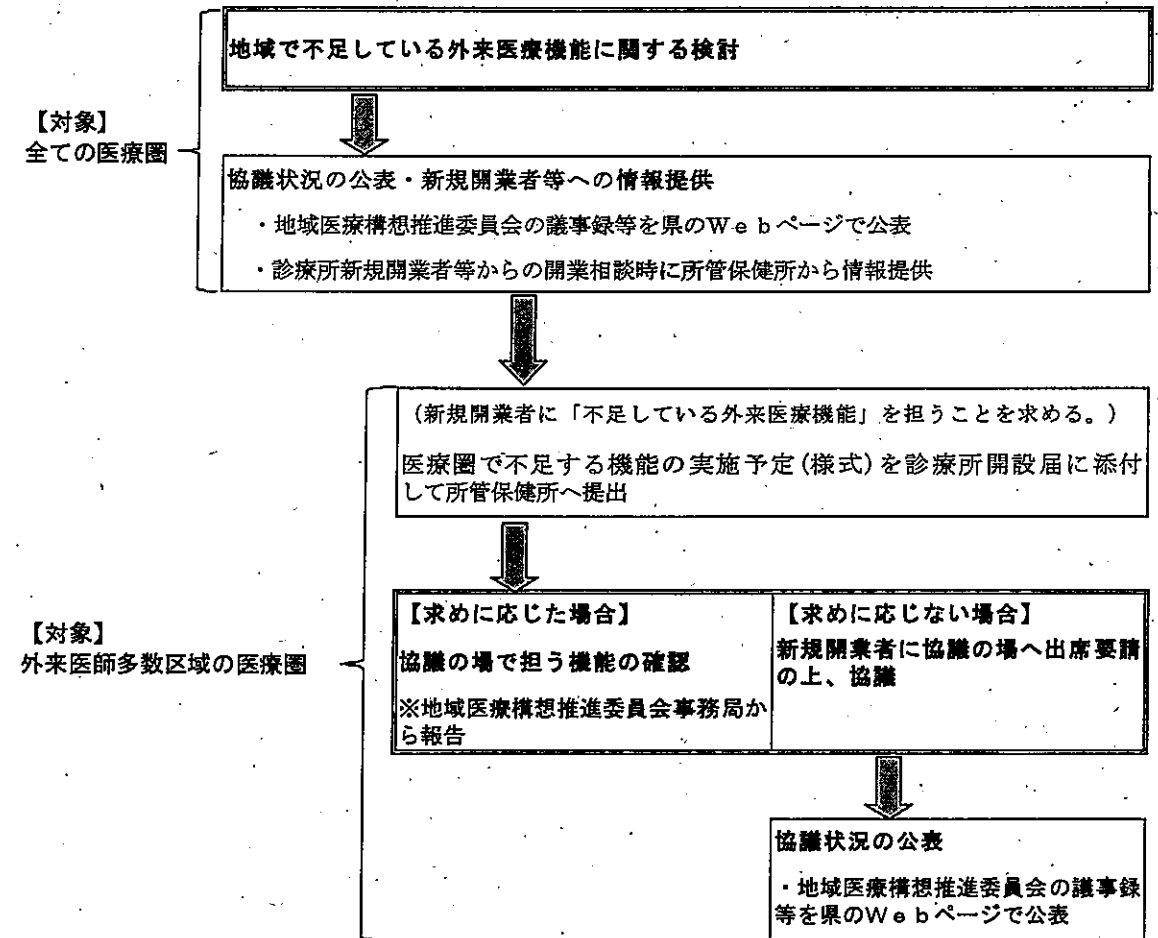
<医療圏別診療所数（2018（平成30）年10月1日現在）>

医療圏	一般診療所数	無床診療所数	有床診療所数
名古屋・尾張中部	2,252	2,156	96
海部	220	204	16
尾張東部	325	304	21
尾張西部	347	321	26
尾張北部	483	443	40
知多半島	396	374	22
西三河北部	274	261	13
西三河南部東	260	247	13
西三河南部西	397	373	24
東三河北部	52	48	4
東三河南部	458	431	27
合計	5,464	5,162	302

資料：病院名簿（愛知県保健医療局）

診療科別の医療機関名は別表に記載しています。

<地域で不足している外来医療機能に係るプロセス図>



注)   は、協議の場で行う事項  
  は、保健所等で行う事項

※外来医師多数区域以外の医療圏についても、新規開業者に「不足している外来医療機能」を担うことを求めることは可能。

7 医療機器の共同利用について

○ 人口当たりの医療機器の台数には地域差があり、医療機器ごとに地域差の状況が異なります。今後、人口減少が見込まれる中、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的に活用していく必要があります。

○ 医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等に関する情報、共同利用の方針、共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセスを策定し、医療機器等の共同利用の方針や具体的な共同利用計画について協議の場で協議を行っていきます。

○ 医療機器の共同利用については、対象医療機器を設置する全ての病院・診療所を対象とします。